

四 戦後の社会

昭和二十年（一九四五）八月十五日、長い悪夢のような戦争が、無条件降伏という敗戦で終わった。敗戦によって軍国主義日本は崩壊し、強制的にうえつけられてきた日本人の価値観も、土台からくつがえされた。終戦直後の混乱した世相のなかで、三十年後の今日の日本を想像することができた人は一人もいなかっただろう。

ポツダム宣言にもとづく、戦後の日本占領政策等は、非軍事化と民主化とを目的としておこなわれた。連合軍最高司令部（GHQ）は、財閥と寄生地主制とが、日本の半封建制と軍国主義の地盤になっているとみなし、政治の民主化とともに経済の民主化をもおしすすめた。新憲法の制度とともに、財閥の解体、農地改革が実施された。

教育の民主化のために、教育制度の大改正がおこなわれ、義務教育を三年延長した「六、三、三、四制」が実施された。

婦人参政権が認められたのは、昭和二十年十二月十七日、衆議員選法の改正からであった。

市町村の制度についても、昭和二十二年四月十七日に地方自治法が公布され、同年五月三日、新憲法と同時に施行された。

知事や市町村長が公選になり、議会の権限が拡充され、住民の直接請求権が制度化されたのもこの時からである。

戦後のあゆみについて、佐賀県政史担当の市丸利幸氏が作成された「佐賀県政史年表（稿）」をもとに、簡単な略年表式におもな出来事をあげてみた。

昭和20・8・15 終戦

19 燈火管制中止

21 男子中学校授業開始

22 映画・演劇再開

○赤痢・疫痢の流行

○米軍上陸の流言により婦女子の避難

騒ぎ県下各地に発生

9・1 サイレン（正午時報）復活

10・10 佐賀軍政部設置

10・25 進駐軍による夜間外出禁止令

○ヤミの横行・取締り目立つ

11・20 国民学校教科書から軍国主義的内容

削除（墨塗り）修正

○欠食児童激増

○外地からの引揚げにより中学生二千人、小学生一万人増（県下三四八学級増）

12・ 県内の物価終戦直後の二倍となる。

○米、明治三十三年以来の大凶作（反収一石五斗を割る）

21・1・1 天皇人間宣言

2・15 市営バス料金キロ七銭↓二十銭に値

上

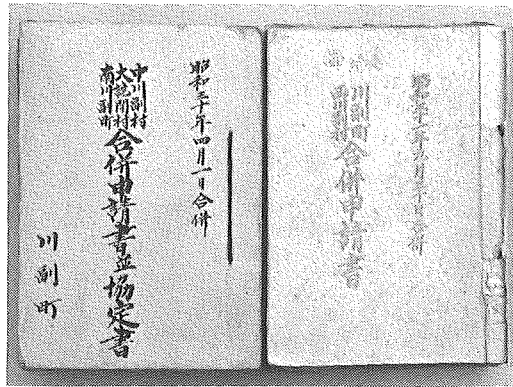
○預金封鎖 新円通貨切替（4月15日）

- により金融機関の窓口に行列
- 3・ 国家神道の廃止により各学校の奉安殿取り壊し始める
- 4・ 11 佐賀市玉屋デパート再開
- 5・ 1 供米の強権発動
- 10 長崎本線（鳥栖以西）、唐津線、佐賀線切符の自由販売始む
- 6・ 県下にコレラ流行
- 11・ 3 日本国憲法公布
- 22・ 2・ 15 佐賀県復興くじ発売
- 4・ 17 地方自治法公布
- 4・ 30 戦後第一回県議会および市町村議会議員選挙
- 5・ 3 新制中学校発足
- 9・ 電力不足から一般家庭の昼間電力使用禁止
- 11・ 6 ローソク送電開始
- 12・ 2 佐賀農地改革
- 農業協同組合法
- 23・ 2・ 18 大詫間で渡舟転覆（二人溺死）
- 5・ 2 サマータイム実施
- 7・ 5 豪雨被害多し
- 9・ 11 〃
- 10・ 15 稲刈用に成人男子一人酒八合の特配
- 12・ 5 年賀郵便十年ぶりに復活
- 24・ 2・ 18 県庁舎火災
- 8・ 16 〃 18 ジュディス台風による豪雨
- 10・ 15 早津江橋起工
- 11・ 1 対面交通実施
- 25・ 1・ 1 年齢を満で数える法律施行
- 1・ 米のヤミ値一升一五〇↓八〇円に暴落
- 9・ 20 衣料切符廃止
- 朝鮮動乱により金属類が値上がりし、

- 電線、古鉄、鋼材ドロぶえる（金へンブーム）
- 27・ 12・ 7 故佐野常民五十周年記念式典（早津江）
- 28・ 4・ 1 南川副村町制施行
- 11・ 有明海に十数年ぶりに赤潮発生
- 12・ 12 有明海沖ノ島灯台完成
- 6・ 25 〃 28 集中豪雨による水害（二八水）
- 26・ 4・ 1 米屋民営復活
- 7・ 水害による野菜不足深刻
- 21 干拓工事再開決まる（大詫間・東与賀・福富・浜）
- 7・ 各地から救援苗届く
- 8・ ホリドール農薬禍おこる
- 26・ 4・ 23 市町村長・議員選挙
- 29・ 町村合併の準備すすむ
- 6・ 18 早津江橋竣工（工費一、五〇〇万円）
- 7・ 南川副地先の養殖カキ死滅

昭和期も今年で五十三年になり、半世紀を過ぎた。第二次世界大戦を境にして戦前と戦後の世界は大きく変わった。近代と現代との区分をどこにもつていくかについてはいろいろな考え方があろうが、ここでは川副地区の町村合併前までを近代とした。

町村合併以前の行政資料は、現在の町役場には、土地、戸籍関係を除いては、ほとんど残っていない。役場の移転や統合の際の処分、あるいはそれ以前に火災にあつたり、また戦後の米軍占領下に、故意に焼却したものがあつたりしたためであらう。断片的に幾冊かの書類があるだけである。



町村合併協定書

昭和二十八年九月一日「町村合併促進法」が施行され、県下でも町村合併の気運がたかまった。同年十二月十日には、県主催で町村合併促進法および合併についての構想など説明会が行われ、翌年一月佐賀郡内の町村長、議会議長をもって、佐賀郡町村合併促進企画委員会が組織された。さらに北部、中部、南部に各小委員会を設け、町村においては部落懇談会を開催して、趣旨の徹底をはかることと決定した。

南部小委員会では、吉武喜久志南川副町長を委員長として、県の構想に基づき南川副町、中川副村、大詫間村と西川副村の四カ町村合併の基本線を決定し、各ブロックごとに研究を進めるまでになった。その後、昭和二十九年十二月大詫間で第三回ブロック会が開催され、法に基づく「合併促進協議会」を組織し、委員は各町村十名あて選出す

現代

一 川副町の成立

旧村長・議員関係の経歴のある人の家には、たん念にさがせばあるいは所蔵されている資料が発見され、提供されるかも知れないが、今後に期待するほかない。

昭和の半世紀を生きてきた人々が、いま、まだ多勢いる。激動期の日本、その中での村や家のうつり変わりを、見聞し体験した、生きた歴史がある。それを聞き出し、記録し、整理して、「村の歴史」として書きのこすことこそ、一番大切な仕事であるはずだが、今回は間に合わない。これも、今後、町誌の続編資料集として、町関係の方に期待したい。

なお、文中に引用した文献については、それぞれの個所での④を施すべきであったが、繁雑さを避けて省略し、最後に参考文献の書名をあげておく。

主な参考文献

- 佐賀県史
- 佐賀県の歴史（山川出版社）
- 佐賀県議会史
- 佐賀県農地改革史
- 佐賀郡誌
- 鳥栖市史・神埼町史・小城町史
- 日本の歴史（中央公論社）
- 日本の歴史（読売新聞社）
- 岩波講座日本歴史（岩波書店）